

# マイナンバー 社会保障

平成27年10月から、日本国内の全住民に対して一人ひとり異なる12桁の「マイナンバー」が交付されます。

ここでは、マイナンバーを使用してできることなどを説明していきます。

## その1 マイナンバーが必要になる場面

マイナンバーは、主に以下の3つの手続きにおいて必要になります。いずれも役所関係の事務であり、運用の開始は平成28年1月以降となります。

### A. 社会保障関係の手続

年金、医療、介護、生活保護、児童手当 など

### B. 税務関係の手続

税務署等に提出する書類への記載 など

### C. 災害対策に関する手続き

被災者生活再建支援金の支給 など



引っ越しや結婚などによって住所や氏名が変わっても **マイナンバーは原則的に変更されない**ため、役所が保有する住民情報をより正確・効率的に活用できるようになります。そのため、住民サービスの向上が期待できます。

※漏えい等による不正利用の恐れがある場合に限り、本人の申請または市町村長の職権にて変更可能

## その2 マイナンバーの交付時期と通知の方法

国によって交付されたマイナンバーは、平成27年10月以降に簡易書留で各世帯へ届きます。マイナンバーは住民票に記載された世帯に送付されるので、現在の居住地と住民票の住所が異なる場合は通知カードを確実に受け取ることができない可能性があるため注意が必要です。

たとえば…

**お子さんが進学等で県外に住んでいるけれど  
住民票は移していない**

など。

簡易書留の中には以下のものが入っています。  
どれも大切な書類なので処分しないようにしましょう。

### A. マイナンバーの「通知カード」

### B. マイナンバーについての説明書類

### C. 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒



# 税番号制度が始まります！

## その3 個人番号カードを申請しよう

個人番号カードを取得すると、自分のマイナンバーを記載した書面を提出する際の本人確認をカード1枚で完了することができます。マイナンバー交付時に送付される通知カードだけでは本人確認を完了できないので、ぜひ個人番号カードの取得をおすすめします。(申請は無料です)

(参考) 法律による本人確認義務

個人番号カードが無い場合は、複数の書類を用意する必要があります。

### ○本人の身元確認

運転免許証  
+  
パスポート

など



### ○本人の番号確認

通知カード  
or  
住民票の写し  
(個人番号つきのもの)

など



なおマイナンバーについては役所関係の手続きの他にも、必要に応じて勤務先やアルバイト先にも通知する必要がある場合があります。

<マイナンバーを提供する必要があるケース>

…社会保障関係や税に関する手続きに必要な場合。

注) 税務署等に提出する書類に、支払先のマイナンバーを記載する必要があるため

ただしマイナンバーに関し、知らない会社から  
マイナンバーの提供を求められることはありません。

マイナンバー制度が導入された後も、個人情報とは従来通り分散して管理されます。また情報にアクセスできる人についても制限され、きちんと管理されています。マイナンバーは生涯にわたって使用するものですので、大切に管理願います。

お問い合わせ先はこちら→[マイナンバー専用コールセンター](#)

**0570-20-0178**



愛称：マイナちゃん